

有限会社そおりサイクルセンター
代表取締役 宮地光弘様

志布志市長 下平晴行



一般廃棄物処理業（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）証

令和7年8月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

| | |
|--------------|---|
| 事業所の所在地及び名称 | 鹿児島県志布志市松山町尾野見1977番地 外14筆 有限会社そおりサイクルセンター 松山有機工場 |
| 取扱廃棄物の種類 | 生ごみ、木くず（草木剪定枝）、脱水農業集落排水汚泥、脱水浄化槽汚泥、廃油（てんぷら油）、脱水し尿、その他都市ごみ（割り箸等） |
| 収集・運搬・処分 の 別 | 処分（堆肥化） |
| 区 域 | 志布志市全域 |
| 最終処分先 | |
| 許可の期間 | 令和7年10月1日 から 令和9年9月30日 まで |
| 許可の条件 | 1 業務遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成18年志布志市条例第102号）及び志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例施行規則（平成18年志布志市規則第71号）を遵守するとともに、市長の指示に従い、志布志市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正に処理すること。 2 業務遂行に当たっては、従業者に従業者証を発行するとともに、常に従業者証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 毎月の業務実績を翌月の10日までに報告すること。 |